

平成23年  
第 1 回

# 沖縄県議会（臨時会）会議録

平成23年 2 月 4 日 開会 }  
平成23年 2 月 4 日 閉会 } 1 日

沖 縄 県 議 会

1 . 会期日程 .....	3
1 . 開会日に応招した議員 .....	5
1 . 応招しなかった議員 .....	5

○第1号（2月4日）

1 . 開会年月日時 .....	7
1 . 議事日程 .....	7
1 . 本日の会議に付した事件 .....	7
1 . 出席議員 .....	7
1 . 欠席議員 .....	8
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....	8
1 . 開 会 .....	8
1 . 諸般の報告 .....	8
1 . 日程第1 会議録署名議員の指名 .....	8
1 . 日程第2 会期の決定 .....	8
1 . 日程第3 平成22年第6回議会乙第5号議案 .....	9
1 . 委員長報告（総務企画委員長） .....	9
1 . 採 決 .....	10
1 . 日程第4 平成22年第6回議会乙第7号議案 .....	10
1 . 委員長報告（文教厚生委員長） .....	10
1 . 採 決 .....	12
1 . 一括議題 { 日程第5 議員提出議案第1号 米軍による提供水域外訓練等に関する 意見書 日程第6 議員提出議案第2号 米軍による提供水域外訓練等に関する 抗議決議 } .....	12
1 . 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明 .....	12
1 . 採 決 .....	12
1 . 閉 会 .....	13

○巻末掲載文書

1 . 議員提出議案 .....	15
1 . 諸般の報告 .....	19
1 . 委員会審査報告書 .....	21
1 . 議案処理一覧表 .....	25

平成23年第1回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	2月4日	金	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（総務企画委員長報告、採決） （文教厚生委員長報告、採決） （議員提出議案の説明、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君	新 垣 良 俊 君
玉 城 義 和 君	仲 田 弘 毅 君
上 原 章 君	照 屋 守 之 君
島 袋 大 君	辻 野 ヒロ子 さん
中 川 京 貴 君	嶺 井 光 君
桑 江 朝千夫 君	赤 嶺 昇 君
平 良 昭 一 君	当 銘 勝 雄 君
仲 村 未 央 さん	渡嘉敷 喜代子 さん
照 屋 大 河 君	前 田 政 明 君
渡久地 修 君	玉 城 ノブ子 さん
新 垣 清 涼 君	比 嘉 京 子 さん
上 里 直 司 君	新 垣 安 弘 君
吉 田 勝 廣 君	金 城 勉 君
當 山 眞 市 君	糸 洲 朝 則 君
吉 元 義 彦 君	翁 長 政 俊 君
座喜味 一 幸 君	浦 崎 唯 昭 君
佐喜真 淳 君	池 間 淳 君
玉 城 満 君	新 垣 哲 司 君
仲宗根 悟 君	具 志 孝 助 君
崎 山 嗣 幸 君	當 間 盛 夫 君
西 銘 純 恵 さん	新 里 米 吉 君
奥 平 一 夫 君	嘉 陽 宗 儀 君
山 内 末 子 さん	大 城 一 馬 君

---

応招しなかった議員

瑞慶覧 功 君	前 島 明 男 君
---------	-----------

---

平成23年2月4日

平成23年  
第1回 沖縄県議会（臨時会）会議録

（第1号）

平成23年  
第1回

# 沖縄県議会（臨時会）会議録（第1号）

平成23年2月4日（金曜日）午前10時3分開会

## 議事日程第1号

平成23年2月4日（金曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 平成22年第6回議会乙第5号議案（総務企画委員長報告）

第4 平成22年第6回議会乙第7号議案（文教厚生委員長報告）

第5 米軍による提供水域外訓練等に関する意見書

渡嘉敷喜代子さん	桑江朝千夫君		
吉元 義彦君	仲田 弘毅君		
具志 孝助君	照屋 大河君		
前田 政明君	上原 章君	提出	議員提出議案第1号
新垣 清涼君	玉城 満君		
山内 末子さん	吉田 勝廣君		
上里 直司君			

第6 米軍による提供水域外訓練等に関する抗議決議

渡嘉敷喜代子さん	桑江朝千夫君		
吉元 義彦君	仲田 弘毅君		
具志 孝助君	照屋 大河君		
前田 政明君	上原 章君	提出	議員提出議案第2号
新垣 清涼君	玉城 満君		
山内 末子さん	吉田 勝廣君		
上里 直司君			

## 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成22年第6回議会乙第5号議案

平成22年第6回議会乙第5号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例

日程第4 平成22年第6回議会乙第7号議案

平成22年第6回議会乙第7号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

日程第5 米軍による提供水域外訓練等に関する意見書

日程第6 米軍による提供水域外訓練等に関する抗議決議

## 出席議員（46名）

議長	高嶺善伸君	2番	島袋大君
副議長	玉城義和君	3番	中川京貴君
1番	上原章君	4番	桑江朝千夫君

5 番	平 良 昭 一 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
6 番	仲 村 未 央 さん	29 番	嶺 井 光 君
7 番	照 屋 大 河 君	30 番	赤 嶺 昇 君
8 番	渡久地 修 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
10 番	新 垣 清 涼 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
11 番	上 里 直 司 君	33 番	前 田 政 明 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
13 番	當 山 眞 市 君	35 番	比 嘉 京 子 さん
14 番	吉 元 義 彦 君	36 番	新 垣 安 弘 君
15 番	座喜味 一 幸 君	37 番	金 城 勉 君
16 番	佐喜真 淳 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
17 番	玉 城 満 君	39 番	翁 長 政 俊 君
18 番	仲宗根 悟 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	41 番	池 間 淳 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	42 番	新 垣 哲 司 君
21 番	奥 平 一 夫 君	43 番	具 志 孝 助 君
22 番	山 内 末 子 さん	44 番	當 間 盛 夫 君
25 番	新 垣 良 俊 君	46 番	新 里 米 吉 君
26 番	仲 田 弘 毅 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
27 番	照 屋 守 之 君	48 番	大 城 一 馬 君

欠 席 議 員 (2 名)

9 番	瑞慶覧 功 君	24 番	前 島 明 男 君
-----	---------	------	-----------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	龍 野 博 基 君	主 査	仲宗根 章 君
次 長	新 城 博 君	政 務 調 査 課 長	城 間 正 彦 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	副 参 事	知 念 正 治 君
副 参 事 兼 課 長 補 佐	平 田 善 則 君	主 幹	饒平名 知 徳 君
主 査	佐久田 隆 君	主 幹	上 原 貴 志 君

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成23年第1回  
沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きま  
す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案  
第1号「米軍による提供水域外訓練等に関する意見  
書」及び議員提出議案第2号「米軍による提供水域外  
訓練等に関する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に  
より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 会議録署名議員の  
指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条  
の規定により

28番 辻 野 ヒロ子 さん 及び

34番 玉 城 ノブ子 さん

を指名いたします。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題  
といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本2月4日の1日といたした  
いと思いをいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本2月4日の1日と決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 平成22年第6回議会乙第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

ただいま議題となりました平成22年第6回議会乙第5号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

なお、本議案は平成22年12月定例会に提案されましたが、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で閉会中継続審査となった議案であります。

まず、平成22年第6回議会乙第5号議案「沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例」は、知事が文化に関する事務及びスポーツに関する事務について管理し、及び執行することに伴い、文化及び観光、スポーツに関する施策を総合的に実施するための部を設置するものである。

主な改正内容は、第1点目に、新たに「文化観光スポーツ部」を設置し、現行の1公室7部を1公室8部へ再編する。第2点目として、環境部門の体制を強化した上で、文化環境部を「環境生活部」に改称する。第3点目として、観光商工部を「商工労働部」に改称するとの説明がありました。

本案に関し、「文化観光スポーツ部」を設置する方針が決まったのはいつか、関係団体からの意見聴取はいつ行ったのか、関係団体からどのような意見が示されたのか、現場は納得しているのかとの質疑がありました。

これに対し、「文化観光スポーツ部」を設置する方針が決まったのは12月1日の庁議である。その後、文化・観光及びスポーツのそれぞれの関係団体に対し、

担当部局を通じて12月2日から15日にかけて説明を行った。関係団体から内容については問題はないとの返答を得たが、観光関係の団体から、観光を先にした部の名称にしてほしいとの意見があったものの、説明の結果、御理解が得られたものと考えているとの答弁がありました。

次に、庁議決定後の関係団体への説明では、意見聴取ではなく単なる事後承諾ではないかとの質疑がありました。

これに対し、観光・文化及びスポーツを統合する案はかなり前から議論を重ねてきた。特に、観光関係団体からは内容についてはほぼ異存はないという理解を得ていたが、名称が後日の説明となったため、事後承諾という形になったものであるとの答弁がありました。

次に、ことし9月に予定されている全体的な機構改革のビジョンはどうなっているのか、その中で今回の組織再編はどう位置づけられているのかとの質疑がありました。

これに対し、来年度はポスト沖縄振興計画がほぼ固まるという状況があり、「沖縄21世紀ビジョン」を実現するための基本計画を作成し、スムーズに実行できるような組織体制をつくる必要がある。また、沖縄総合事務所の改編もにらみながら、その受け皿づくりも考慮に入れた組織体制の検討も必要となってくる。そのような中で、観光・文化及びスポーツを連携した部を設置することについては、今回結論を出すことができたため、先行的に平成23年4月1日から実施したいと考えているとの答弁がありました。

次に、なぜ観光・文化及びスポーツを連携する必要があるのか、医療や農業など他の分野との連携はどうするのかとの質疑がありました。

これに対し、現在の観光は従来の名所周遊型観光から、沖縄の文化や自然、レジャーを堪能する目的型の観光にシフトしているため、今後は文化資源やスポーツイベントを観光と結びつける取り組みを強化する必要がある。また、国のほうでは観光庁が設立され、文化やスポーツと観光を結びつけた施策の展開が始まっているため、本県でもそれと歩調を合わせた形で、平成23年度事業で、観光・文化及びスポーツのコラボレーションという形の戦略的推進事業を展開する予定であり、そのためにも組織を早目に立ち上げて、その組織により事業を推進していくことが重要であると考えた。その他の事業分野との連携については、沖縄観光リゾートコンベンション推進本部の中に産業間の連携強化部会など6つの部会があるので、この中で強化



連携を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、文化・スポーツの一部を観光に都合のいいところだけ取り上げると、結果として文化・スポーツの軽視や衰退につながるおそれはないのかとの質疑がありました。

これに対し、文化・スポーツを観光と結びつけることによって、従来の文化やスポーツの底上げを図りながら、観光の発展にも資することができることから、相互によりよい発展ができるものと考えているとの答弁がありました。

次に、観光を文化及びスポーツと結びつけての一部の部にするのではなく、観光部として独立した部を設置し、そこに予算や人員を集中して施策を展開すべきではないのかとの質疑がありました。

これに対し、文化・観光及びスポーツという形で一つの部を設立するのは全国でも初めてであり、非常にPR効果が期待できることや、文化・観光及びスポーツを同じ部に置くことで組織の垣根を取り除き、効果的な施策の展開ができるものと考えているとの答弁がありました。

次に、県立博物館・美術館の管理を知事部に移管する理由は何か、移管により博物館法に基づく教育的配慮や調査・研究業務がおろそかになり、商業イベント主義に陥るおそれはないのかとの質疑がありました。

これに対し、県立博物館・美術館の管理を知事部に移管する理由は、県立博物館・美術館の発信力を高めるためであるが、これは観光に資するとともに、文化そのものの振興にもつながるものと考えている。博物館法の趣旨に基づく教育的配慮や調査・研究業務については、これまでどおり実施していく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、事前に詳しい資料を配付できなかった理由、農林水産部等の他の部局との連携のあり方、観光と結びつかない文化やスポーツの振興策、観光単独の部にしないことに対する対外的影響、新しい部構想が出てきた経緯、時代に即応した組織づくりの必要性、関係部局との調整の結果明らかになった課題や問題点、商業主義と結びつかない文化振興のあり方、地元中小ホテル業界振興策の取り組み状況、1人当たり観光消費額を向上させるための施策、観光客滞在日数をふやすための施策、沖縄観光コンベンションビューローと県の連携状況、観光振興のための県と市町村の連携状況、県と観光庁の連携状況、新部におけるスポーツキャンプ誘致のための体制、移管に係る教育庁との調整の内容、移管に伴う港川人の保管や調査研究

に与える影響、組踊の所管部と観光資源として活用する場合の手順、文化の産業化の内容、県立芸術大学と県立博物館・美術館の連携の内容について質疑がありました。

なお、審査において、今回の条例改正は検討期間が短いこと、関係団体との調整が不十分であること、提案が拙速と思われること、観光振興のための新部の設置であるならば、部の名称は観光文化スポーツ部とすべきであること、沖縄県立博物館・美術館の管理は、教育的配慮や学術的観点から、教育委員会が行うべきであり、知事部に移管すべきではないことなどの指摘がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、平成22年第6回議会乙第5号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本議案については、附帯決議の提出があり、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより平成22年第6回議会乙第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、平成22年第6回議会乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 平成22年第6回議会乙第7号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございま

す。

ただいま議題となりました平成22年第6回議会乙第7号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

なお、本議案は、平成22年12月議会に提案されましたが、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であります。

まず、平成22年第6回議会乙第7号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」は、知事部において文化及びスポーツに関する事務を所管する部が設置されるため、教育委員会の職務権限に属する同事務を知事が管理及び執行することを定めるものである。

条例の主な内容は、文化財の保護を除く文化及び学校体育を除くスポーツに関する事務を知事が管理し、及び執行すること、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することなどであるとの説明がありました。

本案に対し、条例制定の理由は何か、今回の事務移管のメリットとデメリットは何か、これまで蓄積してきた経験やノウハウは財産であるが、今回の事務移管でこれら財産が損なわれないか、職員は何名が異動するのかとの質疑がありました。

これに対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の規定が平成20年に新設され、首長や教育委員会の権限分担の弾力化が図られ、地方自治体の判断によって首長が事務を担当する選択ができるようになったことから、文化とスポーツを観光に結びつけて振興を図るため、知事部に文化及びスポーツに関する事務を移管するものである。

事務移管のメリットは、知事部に移管し、統合することにより新規事業の企画の樹立や予算の確保が図りやすくなること、ほかの行政分野における諸施策や大学との連携・協力が得られやすくなることである。デメリットは、知事部に当該事務を移管することにより学校教育や社会教育との連携が得られにくくなり、これまで教育庁で行ってきた文化やスポーツに関する事業の継続性が図りにくくなることである。

今回の事務移管に伴い、スポーツや文化などの経験やノウハウを持つ職員も知事部に異動させることから、蓄積された財産が損なわれることはない。むしろ

教育庁及び知事部の職員間の連携が深まり、一層の事業効果が得られるものと考えている。職員の異動は、保健体育課からスポーツに関する事務を行う職員が10名、文化課から文化に関する事務を行う職員が2名、合計12名であるとの答弁がありました。

次に、事務移管に関するこれまでの経緯はどうか、関係団体へ十分な説明を行い、意見の集約を行ったかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年8月に、総務部長と教育長が意見交換を行った際に総務部長から、スポーツ産業の振興、文化資源の観光への活用や情報発信等を観光商工部で一括して行いたいとの提案があった。平成22年10月に、総務部長から新たに文化とスポーツに関する事務を知事部に一元化して観光と結びつけて振興を図りたい旨の申し出があった。その後、庁内での検討や知事部と教育委員会の協議を継続して行った。その上で、沖縄県体育協会を初め関係団体に説明を行い、関係団体からの要望や意見を踏まえて今回の議案の提案となったとの答弁がありました。

次に、県立博物館・美術館の管理運営に関する事務は、今回の条例の対象か、学芸員の削減や一般事務への変更はあり得るのか、博物館・美術館の事務を知事部に委任している県はあるのか、県立博物館・美術館の事務を委任するためには、知事と教育長との間で文化に関する共通認識を持つべきではないか、また、本県のすぐれた文化を観光振興のみに特化するのではなく、むしろ文化振興の底上げを図り、さらに伸ばしていくべきではないかとの指摘がありました。

これに対し、県立博物館・美術館は、博物館法に基づく社会教育機関であることから知事部へ移管することはできないが、管理運営に関する事務を委任することは可能であることから、今後、知事部と協議を行っていききたい。学芸員の削減や一般事務職への変更はあり得るが、博物館の資料収集等の業務は学芸員が中心になっていることから、学芸員は配置されるものと考えている。博物館・美術館の事務を知事部に委任しているのは、群馬県、富山県、三重県、滋賀県、島根県、広島県及び香川県の7県である。博物館・美術館の事務委任に当たっては、文化振興に関する基本的な考え等を協議書の中に盛り込み、知事部に引き継がれるよう取り組んでいく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、移管する事務の具体的な内容、生涯スポーツの実施状況、事務移管に伴う市町村との連携状況、プロスポーツとアマチュアスポーツの所管部署の明確化、体育団体の状況と事務移管後の所管、事務委

任後の学芸員の配置状況、県立博物館・美術館の入館料金の収納状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、平成22年第6回議会乙第7号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、平成22年第6回議会乙第7号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより平成22年第6回議会乙第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成22年第6回議会乙第7号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第5 議員提出議案第1号 米軍による提供水域外訓練等に関する意見書及び日程第6 議員提出議案第2号 米軍による提供水域外訓練等に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び

第2号の2件につきましては、1月13日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍による提供水域外訓練等について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔米軍による提供水域外訓練等に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔米軍による提供水域外訓練等に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「米軍による提供水域外訓練等に関する意見書」及び議員提出議案第2号「米軍による提供水域外訓練等に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全

部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第1回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午前10時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 辻 野 ヒロ子

会議録署名議員 玉 城 ノブ子